

福岡流通業務地区における施設の建設等の許可基準等

○ 立地可能な施設

★ 卸売業の事務所、店舗に附帯する施設として立地可能な施設

(附帯する施設の面積の合計は、主たる施設に附帯する施設を含む面積の合計の1/2未満とする)

施 設 区 分				流通業務地区	
立地法第5条に列記されている施設	流通業務施設	①貨物取扱施設	トラック・ミナル、鉄道貨物駅、 その他貨物の積卸しのための施設	○	
		②卸売施設	卸売市場	○	
	法第5条 第1項 1～6号	③倉庫施設	倉庫、野積場、貯蔵槽、貯木場	○	
		④荷さばき施設	上屋、荷さばき場	○	
		⑤事務所・店舗	卸売業などの用に供する事務所又は店舗	○	
		⑥事務所	⑤に掲げる事業以外の事業を営む者が、 流通業務の用に供する事務所	○	
		その他の施設 第1項 7～11号	⑦流通加工工場		○
	⑧製氷・冷凍の事業の用に供する工場			○	
	⑨駐車場・車庫(①～⑧の施設に附帯する駐車場・車庫)			○	
	⑩自動車関連施設(給油、整備、修理)			○	
	⑪地区の機能を害するおそれのない施設(令第4条)			○	
	公共・公益的施設 第2項	公益的施設 (規則第1条)	国又は地方公共団体が設置する施設 郵便局 電気・ガス工作物、水道・電気通信の用に供する施設、鉄 軌道施設 銀行・信用協同組合・信用協同組合連合会・信用金庫・ 信用金庫連合会の営業所	○	
	市長の法第5条第1項ただし書きの規定により	流通業務地区内で卸売業を営む事業者が設置又は運営する大規模小売店舗立地法の適用を受けない小売店舗で、当該店舗からの発生交通による影響が周辺道路交通の円滑化及び交通計画に支障がないなど流通業務地区の機能を害するおそれがないと認められ、かつ卸売業を営む事業者が取り扱う物品又はこれらと類似関連する物品を販売するもの。ただし、類似関連する物品を販売する部分の床面積は当該小売店舗の床面積の1/2未満とする。			★
		流通業務地区内で卸売業を営む事業者が設置又は運営する工場であって、騒音、振動その他の公害等による流通業務地区の機能を害するおそれがないと認められ、かつ、卸売業を営む事業者が取り扱う物品を製造又は加工するもの。			★
会議研修施設、情報施設、人材育成施設その他の流通業務機能を支援する施設			○		
流通業務を営む施設と機能上密接な関連を有し、当該施設の立地により流通機能の向上につながると認められる施設			○		
地区内の事業者又は組合を主たる構成員とする中小企業等協同組合法に規定する協同組合の事務所			○		
地区内の中小企業等協同組合法に規定する協同組合が所有する土地又は建物に地区内の従業者等の利便に供することを目的として設置される食堂又は喫茶店			○		
地区内の中小企業等協同組合法に規定する協同組合が、地区内の従業者・利用者等の利便に供することを目的として設置する駐車場・車庫			○ ※1		
商工組合中央金庫の支店その他の営業所			○		
流通業務地区内で警備業務を営む事業者が設置する事務所			○		
流通業務地区内で公益的業務を営む事業者が設置する次の施設 ・管理センター施設 ・駐車場・車庫 ・熱供給施設 ・展示交流施設			○		
地区内の従業者・利用者等への福利厚生の実施及びサービスの提供を目的として設ける施設であって、風営法の適用を受ける施設を除く次の施設 ・日用品の販売を主たる目的とする小売店舗、食堂又は喫茶店(150㎡以内)			○ ※2		
地区内の従業者・利用者等への福利厚生の実施及びサービスの提供を目的として設ける施設であって、風営法の適用を受ける施設を除く次の施設 ・理髪店、美容院、クリーニング取次店その他のこれらに類するサービス業を営む店舗(150㎡以内) ・診療所又は薬局			○		
地区内の従業者・利用者等への福利厚生の実施及びサービスの提供を目的として設ける施設であって、風営適化法又は興行場法の適用を受ける施設を除くスポーツ・文化的施設等			○		
公益上やむを得ない施設であって、次の各号全てに該当するもの。 ・国又は地方公共団体に準ずるとみなされる公益団体が設置するもの。 ・当該施設が現に不足していることにより、団地内において不便を生じているもの。 ・交通混雑を招く等団地の機能を害するおそれがないもの。			○		

注:表中の流通業務地区及び地区内には流通業務団地を含む。

※1 流通業務団地の流通業務施設においては設置者は問わない

※2 流通業務団地の流通業務施設においては1000m²以内